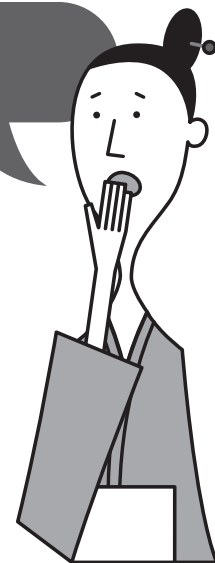


えっ!うそでしょ!?! お酌して罰金100万円!?

風営法は時代遅れ 今すぐ改正を!



風俗営業法(風営法)をご存知ですか?

風営法は「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」ことを目的とし、飲食店経営者などに許可や届け出をさせ、取り締まる法律です。

警察庁は「歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす」行為をするためには風営法の許可が必要として、その判断基準を示しています(右図)。

しかし、健全なスナックは、そもそも風営法の対象外です。何より、「いかがわしい風俗営業と同じ扱いにされるのがいや」という経営者も多いのです。こんな時代遅れの制度はなくすべきです。

風営法の許可なく、こうした「接待」をすれば「2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、または併科」という罰則が科されます。実際に警察が立ち入り、経営者が逮捕され、重い罰金を科された事例が、各地で起きています。警察の立ち入りや風営法の届け出など、困った時は民商に相談してください。

風営法の解釈運用基準について(通達)抜粋

警察庁が定めている「接待」の判断基準

談笑・お酌等	特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為
踊り等	特定少数の客に対して、専らその客の用に供している客室または客室内の区画された場所において、歌舞音曲、ダンス、ショー等を見せ、または聴かせる行為
歌唱等	特定少数の客の近くにはべり、その客に対し歌うことを勧奨し、もしくはその客の歌に手拍子を取り、拍手し、もしくはほめそやす行為又は客と一緒に歌う行為
遊戯等	客とともに、遊戯、ゲーム、競技等を行う行為
その他	客と身体を密着させたり、手を握る等客の身体に接触する行為。客の口許まで飲食物を差し出し、客に飲食させる行為

- 民商・全商連は、①「接待の基準」を見直し、警察の立ち入りを指導中心に改善するとともに、②「表現の自由」や「営業の自由」を脅かす風営法の改正を求めています。

- 強引な警察の立ち入りは国会決議違反です

※参議院地方行政委員会の付帯決議(1984年8月7日)
「立ち入りの行使はできるだけ避けることとし、…行政上の指導、監督、助長のための必要最小限度のものに限定」

警察庁が回答

「行き過ぎた対応で基本的人権を侵害することのないよう(都道府県警を)指導したい」

※2016年9月16日・全国中小業者団体連絡会省庁交渉